

三鷹市介護サービス事業所等物価高騰対策支援給付金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、食材費等の物価の高騰（以下「物価高騰」という。）を受けながらも、介護サービス及び障がい福祉サービス等（以下「介護サービス等」という。）の安定的な供給を継続している介護サービス事業所、介護施設及び障がい福祉等サービス事業所（以下「介護サービス事業所等」という。）に対し支援給付金を交付することにより、物価高騰による介護サービス等の提供に対する影響の軽減を図るとともに、利用者負担の増加を防ぎ、もって高齢者福祉及び障がい福祉の向上に資することを目的とする。

(交付対象)

第2条 三鷹市介護サービス事業所等物価高騰対策支援給付金（以下「給付金」という。）の交付対象は、次の各号に掲げる要件の全てを満たす法人（以下「対象法人」という。）とする。

- (1) 令和8年4月1日（以下「基準日」という。）時点において、介護保険法（平成9年法律第123号）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）、児童福祉法（昭和22年法律第164号）等に規定される、別表第1又は別表第2に掲げる三鷹市内に所在する事業所又は施設（以下「事業所等」という。）を運営する法人であること。
- (2) 基準日において、前号に掲げる事業所等を休止していない法人であること。ただし、運営している事業所等の一部を休止している法人を除く。
- (3) 令和8年1月1日から令和8年3月31日までの間で、第1号に掲げる事業所等を運営する法人として、介護サービス等を提供した実績があること。

(給付金の交付額)

第3条 給付金の交付額は別表第1及び別表第2のとおりとする。

(給付金の交付申請)

第4条 対象法人が給付金の交付を受けようとするときは、別表第1又は別表第2に掲げる介護区分及び障がい区分ごとに、三鷹市介護サービス事業所等物価高騰対策支援給付金交付申請書兼請求書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 前項に規定する交付申請は、令和8年6月30日までに行わなければならない。

(給付金の交付決定及び通知)

第5条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、当該申請に係る書類等の内容を審査し、給付金の交付を適当と認めるときは、速やかに給付金の交付の決定を行い、三鷹市介護サービス事業所等物価高騰対策支援給付金交付決定通知書（様式第2号）により、給付金を交付しないことと決定したときは、三鷹市介護サービス事業所等物価高騰対策支援給付金不交付決定通知書（様式第3号）により理由を付して対象法人に通知する。

2 前項の給付金の交付の決定に通常要する標準的な期間は、14日とする。

3 市長は、給付金の交付の決定に当たって、給付金の交付の目的を達成するため、必要な条件を付することができる。

(書類の保存)

第6条 給付金の交付を受けた対象法人（以下「交付法人」という。）は、当該給付金に係

る別に定める書類を、給付金の交付の決定に係る会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(調査等)

第7条 市長は、給付金に関し必要があると認めるときは、交付法人に対し報告を求め、文書を提出させ、又は実地に調査を行うことができる。

(交付決定の取消し)

第8条 市長は、交付法人が次の各号のいずれかに該当するときは、給付金の交付決定を取り消すものとする。

(1) 偽りその他不正な手段により給付金の交付を受けたとき。

(2) 給付金の交付の条件又はこの要綱に違反したとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が不相当と認める事由が生じたとき。

2 市長は、前項の規定による取消しをしたときは、交付法人に三鷹市介護サービス事業所等物価高騰対策支援給付金交付決定取消通知書(様式第4号)により通知する。

(給付金の返還)

第9条 市長は、前条の規定により給付金の交付決定を取り消した場合において、既に給付金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずることができる。

(違約加算金及び延滞金)

第10条 市長は、前条の規定により給付金の返還を命じたときは、交付法人にその命令に係る給付金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該給付金の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額)につき年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金(100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)を納付させなければならない。

2 市長は、給付金の返還を命じた場合において、交付法人がこれを期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年10.95パーセントの割合で計算した延滞金(100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)を納付させなければならない。

3 前2項に規定する年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても365日当たりの割合とする。

(違約加算金の計算)

第11条 前条第1項の規定により市長が違約加算金の納付を命じた場合において、交付法人の納付した金額が、返還を命じた給付金の額に達するまでは、その納付金額は、当該返還を命じた給付金の額に優先的に充てるものとする。

(延滞金の計算)

第12条 第10条第2項の規定により市長が延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた給付金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となる未納付額は、その納付金額を控除した額とする。

(給付金等の一時停止等)

第13条 市長は、給付金の返還を命じられた交付法人が、当該給付金、違約加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、その交付法人に対して、同種の事務又は事業について交付すべき給付金等があるときは、相当の限度においてその交付を一時停

止し、又は当該給付金と未納付額とを相殺することができる。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

介護区分	交付対象	交付額
1	<p>通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、通所リハビリテーション、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護</p> <p>※昼食の提供を行っている事業所に限る。</p> <p>※各介護予防サービスを含むとともに、「通所介護」には介護予防・日常生活支援総合事業における「通所型サービス」の指定を受けたものを含む。ただし、介護予防サービスや通所型サービスにおいては、当該サービスのみを提供している事業所のみを交付対象とする。</p>	1事業所当たり 12,600円に別に定める算定方法により算出した通所者数を乗じた額
2	<p>介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護、養護老人ホーム、軽費老人ホーム</p> <p>※介護老人福祉施設と同一の施設で行われる短期入所者生活介護並びに介護老人保健施設及び介護医療院と同一の施設で行われる短期入所療養介護は、当該施設サービスを含む。</p>	1施設当たり 45,400円に基準日における入所者数を乗じた額

別表第1（第2条—第4条関係）

別表第2（第2条—第4条関係）

障がい区分	交付対象	交付額
1	<p>生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、児童発達支援</p> <p>※昼食の提供を行っている事業所に限る。</p>	1事業所当たり 12,600円に別に定める算定方法により算出した通所者数を乗じた額
2	<p>施設入所支援、共同生活援助、短期入所</p> <p>※施設入所支援及び共同生活援助と同一の事業所で行われる短期入所は、当該事業所サービスを含む。</p>	1施設当たり 45,400円に基準日における入所者数を乗じた額